

書類審査

令和元年度 農業公社運営補助金 評価表 NO.

所管部課名	農政課	担当者	農業振興G 間淵						
事務事業名	農業公社運営事業費								
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱 農業公社運営事業補助金交付要領								
補助経過年数	6年以上10年以下								
令和元年度 予算額	6,000 千円	国県支出金 千円	一般財源 6,000 千円	その他 千円	その他の内容				
	指標名		目標値		目標年度				
成果指標①	農作業受委託作業		3,238.8ha		令和2年度				
成果指標②	農地利用集積円滑化事業		20.0ha		令和2年度				
補助対象者	公益社団法人 薩摩川内市農業公社								
補助対象経費	農業公社の運営に関する経費								
補助対象事業・活動の内容	農業公社の運営並びに農作業受委託作業、研修事業及び農地利用集積円滑化事業								
	分類	☒ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他							
補助金額又は補助率	6,000,000円（農業公社の事業計画に定められた額）								
上記項目の積算方法	運営補助割合 薩摩川内市 90%、JA北さつま 10%								
補助を受ける 3年間の事業 決算（団体） 等の 状況	収入	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
		自己資金	188,297,387	96.9%	192,502,359	97.0%	187,604,787	90.8%	
		会費収入	5,011,000	2.6%	5,011,000	2.5%	5,011,000	2.4%	
		事業収入	168,451,826	86.7%	169,980,000	85.6%	161,490,121	78.2%	
		寄付金・その他助成	14,834,561	7.6%	17,511,359	8.8%	21,103,666	10.2%	
		市補助金	6,000,000	3.1%	6,000,000	3.0%	18,944,000	9.2%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		（前年度繰越金）	12,818	0.0%	17,647	0.0%	11,336	0.0%	
		計	194,310,205	100.0%	198,520,006	100.0%	206,560,123	100.0%	
	支出	事業費	176,723,253	91.0%	180,184,254	90.8%	181,813,029	88.0%	
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%	
		その他事務費	1,928,000	1.0%	1,928,000	1.0%	1,928,000	0.9%	
		管理費	7,149,483	3.7%	9,168,066	4.6%	8,432,581	4.1%	
		固定資産取得費	8,491,822	4.4%	7,228,350	3.6%	14,382,000	7.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%	
		計	194,292,558	100.0%	198,508,670	100.0%	206,555,610	100.0%	
		支出計/前年度支出計			102.2%		104.1%		
		自己資金/前年度自己資金			102.2%		97.5%		
		翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数			1		1		1		
成果指標の推移①			3294.0		3145.4		3287.8		
成果指標の推移②			28.1		32.0		36.0		
特記すべき事項等	【前回評価】平成28年度「現状のまま継続」 ・市とJA北さつまの補助割合について、概ね3年以内の見直しを検討されたい。 【前回評価への回答】・補助割合については、当初予算編成時に検討を行っている。 【事業のPR方法】・各種農政関連講習会や産業祭&JAフェスタ、広報紙やFMさつまさんだい等により周知している。 【費用対効果】・生産者の農作業の軽減と省力化を図ることで、農地の確保や耕作放棄地解消等に繋げている。 【補助事業以外の事業】特になし								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該事業の実施により農業者の育成及び労力の軽減等農業振興に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	農村地域では、高齢化や後継者不足に伴い、本市農業の低迷化が懸念される。その中において、農作業受委託作業、研修事業、農地利用集積円滑化事業を行っている農業公社への支援は不可欠なものである。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	高齢化による農作業受委託作業の増加等、農家の労力軽減等適切な効果が生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	農業者の育成や農業の労力軽減を図る上から農業公社が行う方が妥当であると考ええる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	農業公社は農業者の育成及び労力の軽減を目標にしており、運営補助金が有効な政策手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	農業公社運営に対する補助であり、妥当性のあるものと考ええる。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 高齢化や後継者不足等に伴い本市の農業就業者数は年々減少傾向にある中、農作業受委託や研修事業等を行っている農業公社への補助は、今後の農業振興を図る上でも必要である。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 事業計画に基づき事業を実施しており、市としても計画・目標達成に向け、情報共有や関係機関との連携を図るなど支援してまいりたい。		≪まとめ≫

農業公社運営事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる農業公社運営事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 農業公社運営事業補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金の対象者は薩摩川内市農業公社とする。
- (2) 農業公社の各年度事業計画により補助するものとする。

(補助金の額)

第3条 農業公社運営事業補助金は農業公社の事業計画により定められた額（農業公社事業計画の市負担分）を補助するものとする。

- 2 市と北さつま農業協同組合においては、農業公社事業計画に基づき、補助割合を市90%、農協10%と決定しており、平成23年度までに見直しが見直されなければ、この割合で補助するものとする。

(補助対象経費)

第4条 農業公社運営事業補助金は、農業公社運営に関する経費を対象とする。

(交付の申請)

第5条 農業公社運営事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月15日とする。

- 2 農業公社運営事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 農業公社事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 農業公社運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該申請者に農業公社運営事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 農業公社運営事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が

必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業の収支清算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 農業公社運営事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 農業公社の実施する農作業受委託作業、農地流動化及び新規就農者研修事業の実績
- (2) 農作業受委託作業に関して、担い手及び農作業受委託組織との連携等の実績
(補助事業者等の責務)

第9条 農業公社運営事業補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の農業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 農業公社運営事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。
- 3 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成24年4月1日から施行する。